

クレジットの活用方法 (削減量が**超過**している場合)



2025年4月
東京都環境局

目次

はじめに	…	<u>2</u>
1 クレジットの活用方法	…	<u>4</u>
2 排出量取引における留意事項	…	<u>14</u>
相談窓口のご案内	…	<u>18</u>

はじめに

- ◆ 総量削減義務と排出量取引制度の第3計画期間の義務履行期限（義務履行を完了する期限）は、2026（令和8）年9月末日（※）となっています。

※ 東京都による義務履行状況の確定が、2026（令和8）年4月3日以降に行われた事業者は、確定の日から180日以内の日が期限となり、送付される通知に日付が記載されます。

- ◆ 第2計画期間のクレジットの有効期限は、第3計画期間の整理期間終了時（2026（令和8）年9月末日）となります。有効期限までに利用されなかったクレジットについては、有効期限の到来とともに失効し、抹消されます。

※ 義務履行期限が2026（令和8）年10月1日以降であると通知された事業者が所有するクレジットは、その通知に記載された義務履行期限まで使用可能です。

- ◆ 有効期限の到来前に、クレジットの活用方法についても検討していただく必要があります。

義務履行の流れ

第2計画期間のクレジットは
ここまで利用可能(有効期限)
(一部の再エネクレジットを除く。)

削減対策の実施

5年分の排出量の確定

義務履行状況の確認

不足見込み

クレジット調達

義務充当

地球温暖化対策計画書の
提出
(2025年11月末日まで)

超過見込み

超過削減量自動発行

バンキング

クレジット
売却等

計画期間の義務履行期限

義務不履行

命令違反

措置命令↓義務不足量×1.3倍の削減命令

違反事実の公表

知事が不足量の1.3倍を調達。費用を請求

罰金(上限50万円)

2020年度～2024年度

2025年度

2026年度

9月

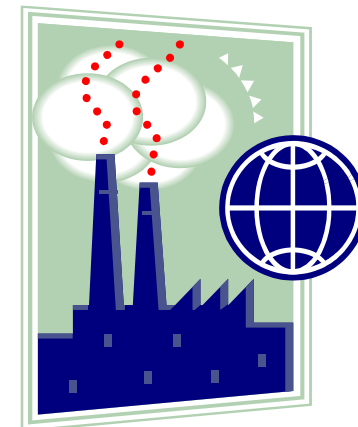
第3計画期間

第3計画期間の整理期間

第4計画期間

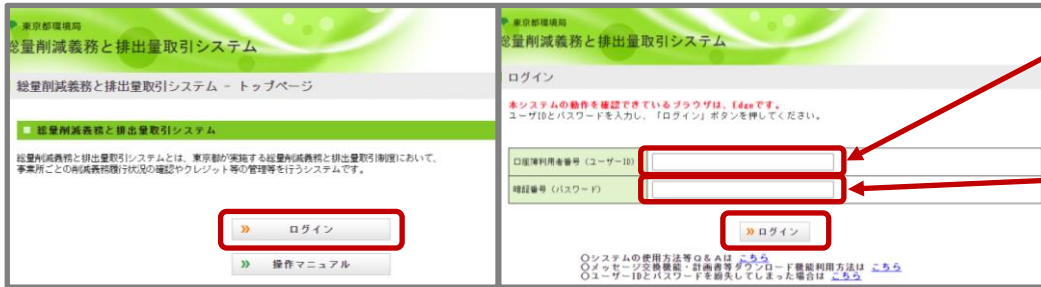
1 クレジットの活用方法

- 1-1 義務履行状況の確認
- 1-2 クレジットの活用方法
- 1-3 一般管理口座の開設
- 1-4 取引相手を探す
- 1-5 排出量取引の例
- 1-6 クレジットの無効化



1-1 義務履行状況の確認(指定管理口座(総量削減義務と排出量取引システム))

(1) 東京都環境局ホームページから「総量削減義務と排出量取引システム」にログイン
<https://www10.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/CapAndTrade/tradingaccount/auth/TpPage>



「口座簿利用者番号(ユーザーID)」を入力

「暗証番号(パスワード)」を入力

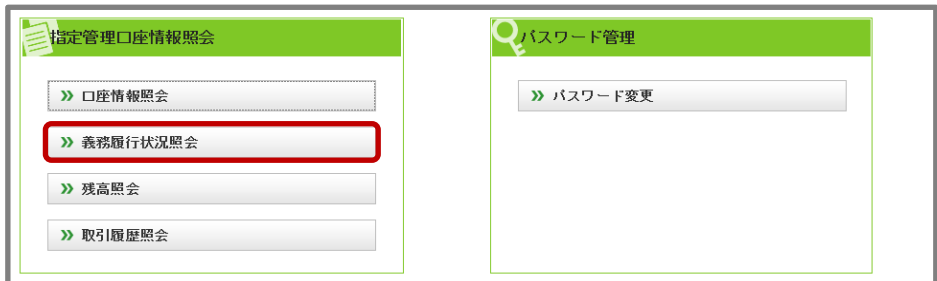
- ・初回ログイン時、「パスワード変更情報入力」画面表示
- ・2回目以降、変更後のパスワード使用

※変更した暗証番号の管理に御注意ください。

※システム利用可能時間：平日（月曜日～金曜日）の9時～24時
（年末年始（12/29～1/3）、ゴールデンウィーク(4/29～5/6)は平日（月曜日～金曜日）も含め利用時間外）
※指定管理口座の**口座名義人用口座簿利用者番号（ユーザーID）**と**暗証番号（パスワード）**をお手元に御用意ください。
（「指定管理口座開設通知書」、「指定地球温暖化対策事業所指定通知書」若しくは「口座簿利用者番号等通知書」のいずれかに記載されています。）

【注意】 口座簿利用者番号又は暗証番号を忘れた場合には、再発行等の手続きが必要です。（再発行までに2週間程度）
「口座簿利用者番号等通知申請書」：https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/documents/kouzabo_riyousha/

(2) 「義務履行状況照会」ボタンをクリック



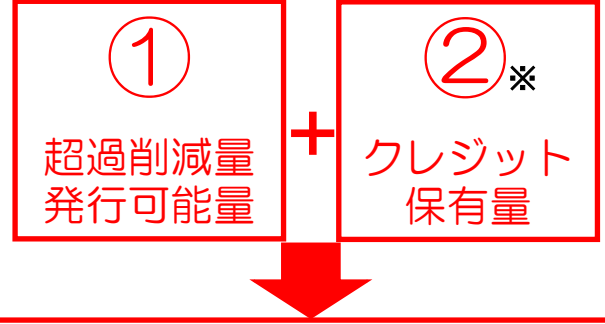
1-1 義務履行状況の確認(指定管理口座(総量削減義務と排出量取引システム))

(3) 総量削減義務と排出量取引システムの義務履行状況照会から自らの事業所の義務履行状況を確認

【削減量が超過していることを確認】
「超過削減量の発行可能量」が①に表示

【バンキング量を確認】
現在「保有するクレジット量」が②に表示
一般管理口座がある場合は、一般管理口座に保有するクレジット量も確認

【活用可能なクレジット量を確認】



有効期限が2026年9月末日のクレジットは活用の検討が必要

※ 一般管理口座にもクレジットを保有している場合は、そのクレジット量と有効期限も確認してください。

「超過削減量発行可能量」は各年度単位ではなく、各計画期間の累計値を表示

□ 義務履行状況

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	整理期間	削減義務期間合計
適用区分	第三義務率	第三義務率	第三義務率	第三義務率	第三義務率		
事業所区分	I-1	I-1	I-1	I-1	I-1		
トップレベル事業所の認定区分							
医療施設緩和措置							
決定及び予定の量	基準排出量	10,000	10,000	10,000	10,000		50,000
	削減義務率	27%	27%	27%	27%		
	排出上限量						36,500
	削減義務量						13,500
実績	特定温室効果ガス排出量	7,000	6,900	7,200	7,050		34,950
	排出削減量	3,000	3,100	2,800	2,950		15,050
その他ガス削減量の義務充当量							
振替可能削減量の義務充当量							
超過削減量の発行量							
超過削減量発行可能量	300	700	800	1,050	1,550		

前年度排出量を維持したときの残りの削減義務期間における排出量	0	t-CO ₂
前年度排出量を維持したときに削減義務量に不足する削減量	0	t-CO ₂
前年度排出量を維持したときに移転又は次の削減計画期間における義務充当(バンキング)が可能な削減量	1,550	t-CO ₂

□ クレジット保有状況

第1期クレジット		t-CO ₂
第2期クレジット	6,370	t-CO ₂
第3期クレジット		

現在、指定管理口座に保有する超過削減量

第2計画期間のバンキング分(有効期限2026年9月末日)

1-2 クレジットの活用方法

「第2計画期間」に創出されたクレジットは、
「第3計画期間の削減義務の履行に利用可能」

有効期限：第3計画期間の整理期間終了時（2026（令和8）年9月末日）

- 有効期限までに使用されなかったクレジットについては、有効期限の到来と共に失効し、**抹消**されます。
- 以下のような活用方法があります。

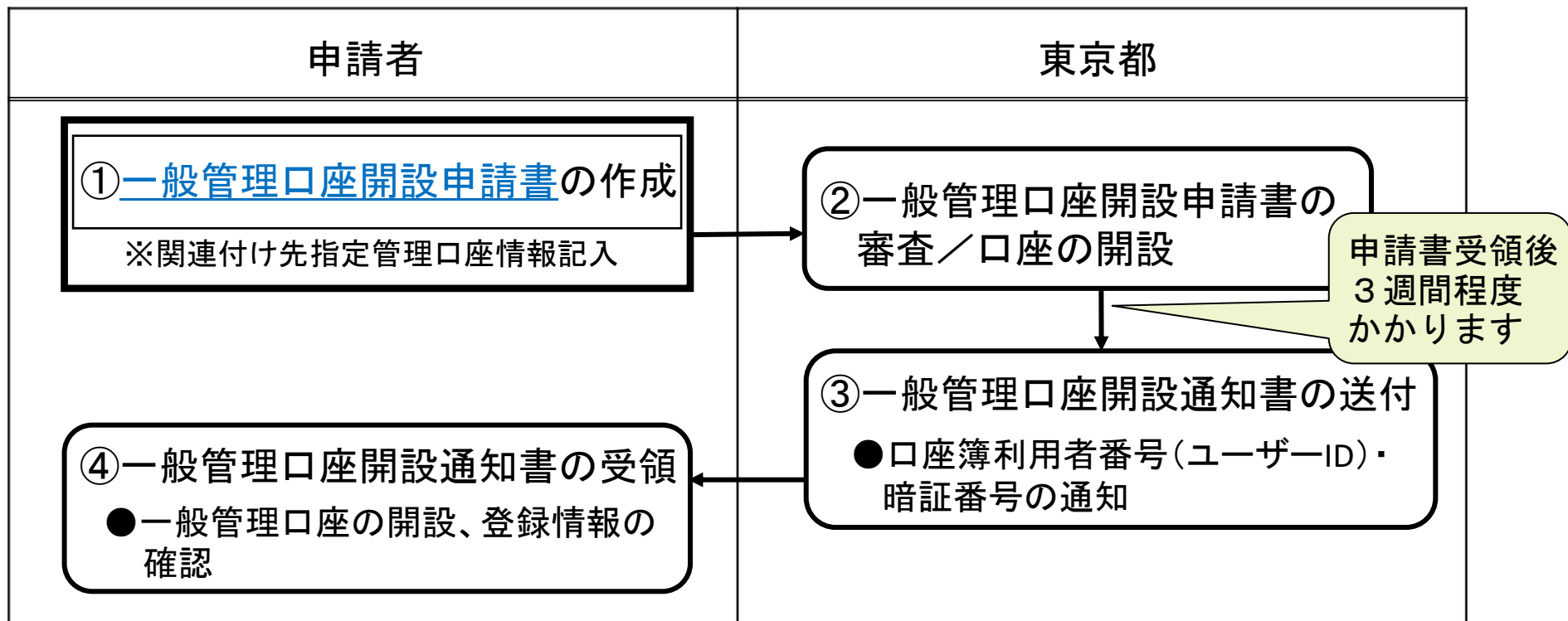
<活用方法>

- ✓ 第3計画期間の削減義務の履行
- ✓ 移転（クレジット売買、同企業間での削減義務過不足の調整等）⇒1-3~5で説明
- ✓ 無効化による制度外でのカーボン・オフセット等への利用⇒1-6で説明

1-3 一般管理口座の開設

- ◆ クレジットを販売、購入する際（排出量取引）には一般管理口座が必要となります。
- ◆ 一般管理口座をお持ちでない方は、一般管理口座を開設する必要があります。

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/documents/ippan_kouza_kaisetsu/



1-3 一般管理口座の開設 (一般管理口座のクレジット等の確認)

◆ 総量削減義務と排出量取引システムでの一般管理口座の画面

① 口座情報を確認できます。
 ② 一般管理口座で保有しているクレジットの詳細情報(クレジットの種類、クレジット量、利用可能な計画期間など)を確認できます。

1

■ 残高照会 (一般管理口座)

クレジットの保有残高の一覧は以下の通りです。

口座番号	130-110-0000-0
管理口座の種類	一般管理口座
口座名義人の法人名称	一般事業者法人1
口座名義人の代表者名(個人氏名)	一般事業者代表者名1
口座名義人の所在地(住所)	港区芝大門1丁目1番1号
総クレジット量	600 t-CO ₂

2

3ブロックのクレジット情報が検索されました。

項番	クレジットシリアル番号 (FROM-TO)	クレジットの種類 (再エネクレジット種類)	指定番号/クレジット 創出事業番号	クレジット量 (t-CO ₂)	削減年度	利用可能な削減計画期間
1	130-1001~130-1100	超過削減量	0000	100	2015	第二・第三
2	130-1101~130-1300	都内中小クレジット	3001	200	2015	第二・第三
3	130-1301~130-1600	再エネクレジット (環境価値換算量) (風力)	-	300	2015	第三

1-4 取引相手を探す (総量削減義務と排出量取引システムの情報活用)

◆ 取引相手の探し方として、総量削減義務と排出量取引システムの情報や東京都環境局のホームページ上で公表されている情報から探す方法等があります。

① 総量削減義務と排出量取引システムの「見積受付情報」を利用 (一般管理口座開設者が利用可能)

「見積受付情報」はシステム内の掲示板機能です。クレジットを売りたい方、買いたい方が、情報の登録や閲覧(照会)を行うことで、取引相手を探すことができます。

見積管理業務

- 見積受付情報登録・変更
- 見積受付登録事業者照会

登録

見積受付情報登録・変更

以下の入力フォームに登録又は変更の情報を入力してください。
「変更」ボタンを押すと、変更の情報を入力することができます。
入力後に「確定」ボタンを押してください。

選択	取引種別	見積受付事業者としての登録	取引クレジットの種類	連絡先	備考(最大1,000文字) ※クレジット販売・購入業 減量の削減率を自由に入力 してください。	最終更新日
<input checked="" type="checkbox"/>	購入	希望する	超過削減量 取引中クレジット 再エネクレジット(環境価値 算入) 再エネクレジット(その他削減 算入) 取引中クレジット 特定連携クレジット	連絡先: 000000000 ▲▲電話番号: 333-3333 -7777です。	購入備考	2023/03/09
<input type="checkbox"/>	販売	希望する	超過削減量 取引中クレジット 再エネクレジット(環境価値 算入) 再エネクレジット(その他削減 算入) 取引中クレジット 特定連携クレジット	連絡先: ▲▲0000000 ▲▲電話番号: 333-3333 -XXXXです。	販売備考	2023/03/09

● クレジットを販売又は購入したい場合は、取引したいクレジットの種類、連絡先を任意で登録することが可能

照会

見積受付登録事業者照会検索結果

検索結果

25件の見積受付登録事業者が検索されました。

見積受付登録事業者名	所在地(住所)	取引種別	取引クレジットの種類	連絡先	備考	最終更新日
R04_軽微削減2_マニ ュアル 代表者名	所在地	購入	超過削減量 取引中クレジット 再エネクレジット(環境価値 算入) 再エネクレジット(その他削減 算入) 取引中クレジット 特定連携クレジット	連絡先: 000000000 ▲▲電話番号: 333- 3333-7777です。	購入備考	2023/03/09
代表者名	所在地	購入	超過削減量 取引中クレジット	R04_軽微削減2_シ 002_更新後	R04_軽微削減2_シ 002_更新後	2023/03/07

● 【クレジット購入事業者】、【クレジット販売事業者】や【クレジットの種類】から検索することが可能

1-4 取引相手を探す(環境局ホームページの活用)

② 民間のクレジット販売・仲介業者、グリーンエネルギー証書の発行事業者を利用

東京都環境局HPで公表している、都開催の「排出量取引セミナー＆マッチングフェア」に出展実績のある事業者の情報を活用

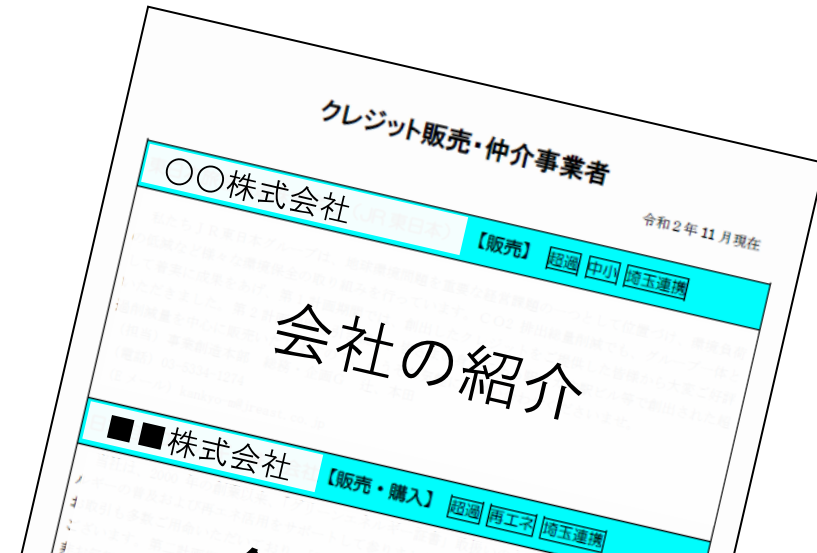
https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/trade/

▶ 民間のクレジット販売・仲介業者

様々なクレジット取引を仲介いただけます。

▶ グリーンエネルギー証書の発行事業者

グリーン証書を購入し、再エネクレジット(その他削減量)に変換し、義務履行に利用することが可能です。



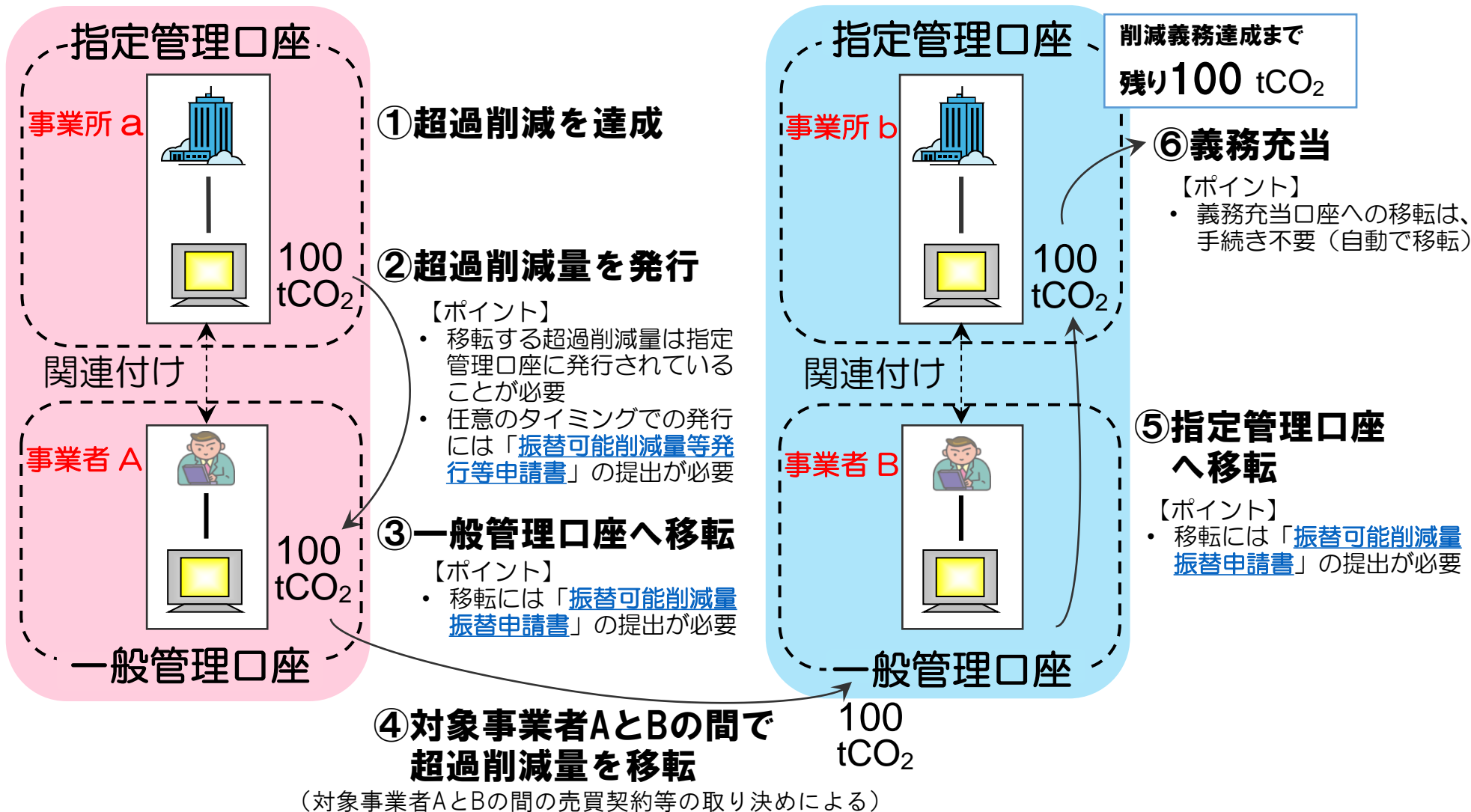
③ 公表データを活用

「事業所ごとの削減実績、地球温暖化対策計画書等の情報」を活用

※排出量データ等から、購入先候補を検討することが可能です。

<https://www10.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/koukai/koukai.html>

1-5 排出量取引の例(超過削減量の他社との取引)



- 【ポイント】
- ・ 一般管理口座間の移転には「**振替可能削減量振替申請書**」の提出が必要
 - ・ 移転元の口座名義人が申請
 - ・ 都の審査完了後、総量削減義務と排出量取引システムの移転元口座で「移転実行」の操作が必要

1-6 クレジットの無効化

- ◆ 無効化により、カーボン・オフセット等に活用可能となります。

(無効化：クレジットの環境価値を、都キャップ&トレード制度で義務充当に利用できないようにすること。)

➤ 例1：イベントのカーボン・オフセットに活用する

- Step 1 イベント開催に係るCO₂排出量を環境省が公表している「カーボン・オフセットガイドライン」等に基づき計算 ⇒ 3.8 t-CO₂ 排出される見込み
- Step 2 超過削減量の環境価値をイベントに充てるため、4 t-CO₂を無効化申請
⇒無効化の目的：○年○月○日に○公園で開催する○○○フェスタの開催に伴い排出されるCO₂排出量約4 t-CO₂のカーボン・オフセット
- Step 3 カーボン・オフセットを公表（イベントでのアナウンス+ホームページで掲載）

➤ 例2：CSR報告書の印刷のカーボン・オフセットに活用する

- Step 1 CSR報告書の印刷に係るCO₂排出量を環境省が公表している「カーボン・オフセットガイドライン」等に基づき計算 ⇒ 1.8 t-CO₂ 排出される見込み
- Step 2 都内中小クレジットの環境価値を充てるため、2 t-CO₂を無効化申請
⇒無効化の目的：CSR報告書2024の印刷製造工程において排出されるCO₂排出量約2 t-CO₂のカーボン・オフセット
- Step 3 カーボン・オフセットを公表（印刷物への記載等）

※クレジットを使用した事例

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/mukouka/

※環境省のカーボン・オフセットガイドライン

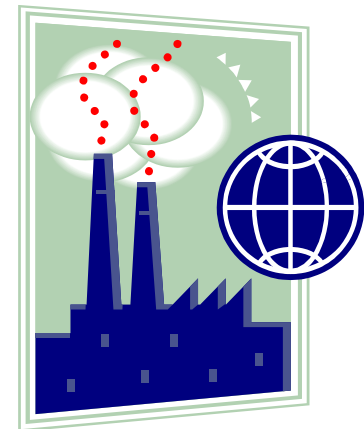
https://www.env.go.jp/earth/ondanka/mechanism/carbon_offset.html

2 排出量取引における留意事項

2-1 バンキング

2-2 クレジット販売における調整

2-3 その他の留意事項

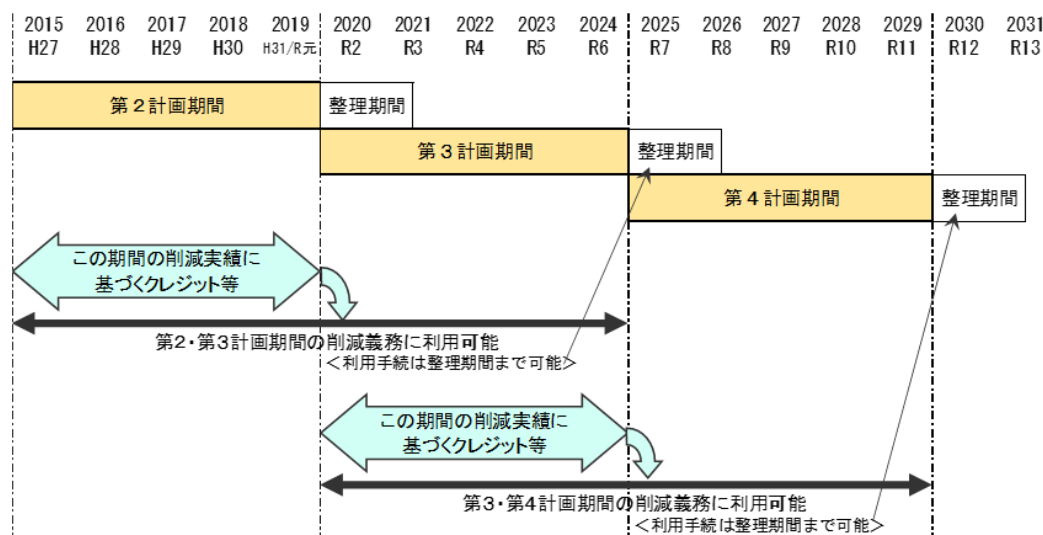


2-1 バンキング (義務履行に利用しなかったクレジット等の取扱い)

◆ 「バンキング」とは

- 第3計画期間の超過削減量は、義務履行状況が確定次第、指定管理口座に自動的に発行されます。
- 削減計画期間中に削減対策を実施し超過削減量やオフセットクレジット等を発行したものの、当該削減計画期間の削減義務の履行に利用しなかったクレジット等は、翌削減計画期間に持ち越すことができます。これを「バンキング」といいます。
- バンキングは期日の到来とともに自動的に行われるため、手続きは不要です。

第2計画期間のクレジットの有効期限は2026年9月末日
(一部の再エネクレジットを除く。)



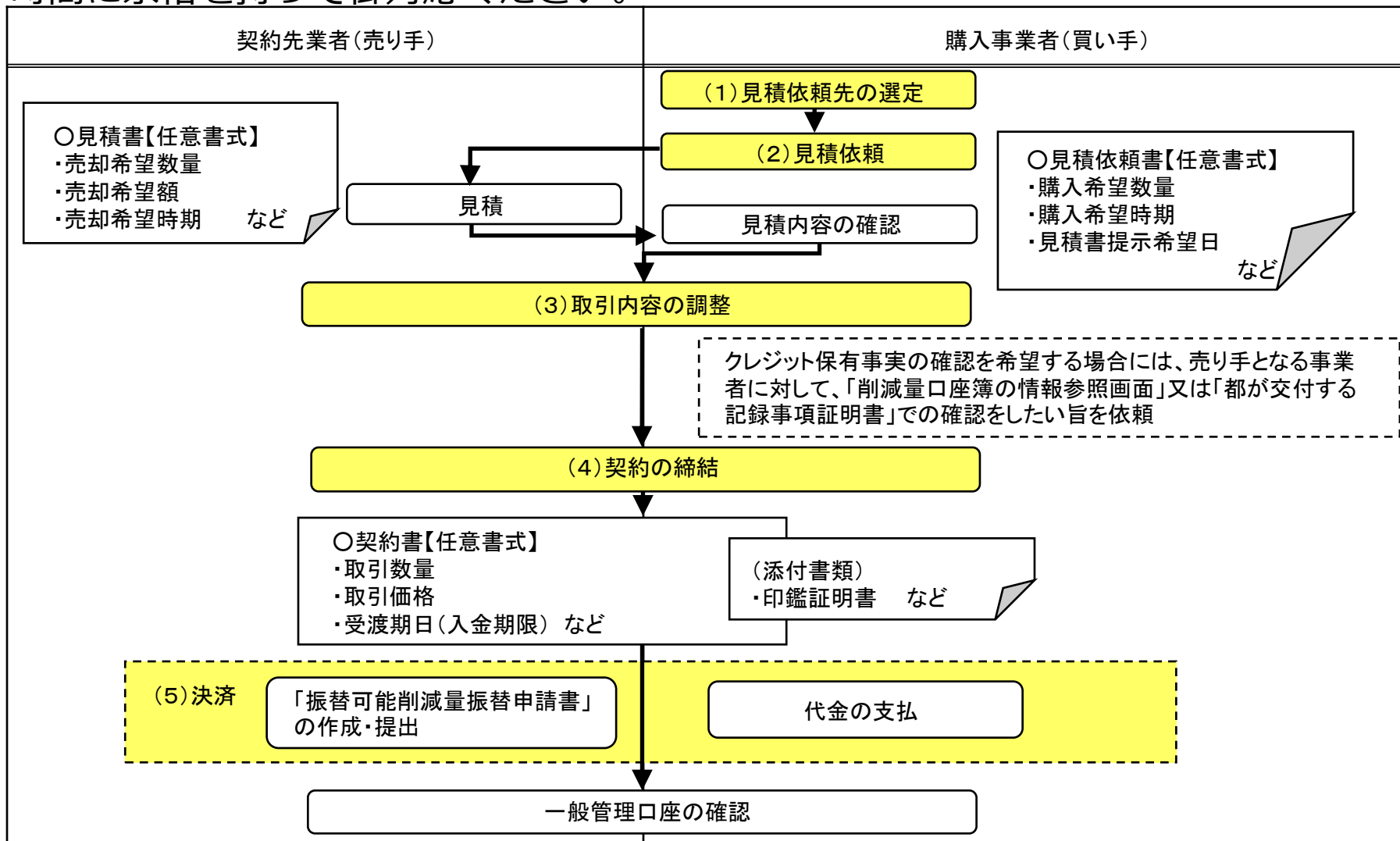
第n計画期間の削減量：第n計画期間及び第n+1計画期間の削減義務の履行に利用可能
(有効期間は第n+1計画期間の整理期間終了時まで)

第2計画期間の削減量：第3計画期間の整理期間終了時 (2026年9月末日) まで利用可能

第3計画期間の削減量：第4計画期間の整理期間終了時 (2031年9月末日) まで利用可能

2-2 クレジット販売における調整

- ◆ クレジットの販売には本制度上の手続の他に、社内外の調整が必要です。時間に余裕を持って御対応ください。



※総量削減義務と排出量取引制度における排出量取引運用ガイドラインも併せて御確認ください。

2-3 その他の留意事項

- ◆ 東京都の排出量取引は相対で行うため、東京都は個々の企業の取引交渉に関与しません。
- ◆ 取引価格は、取引する当事者同士の交渉・合意により決定します。
- ◆ 排出量取引は売主・買主による契約（＝合意）に基づき行われる取引であり、契約行為（契約書の作成及び印鑑証明書原本の取り交わし等）が必要です。
- ◆ クレジットには使用可能な“有効期限（スライド15参照）”があります。将来的な義務充当を考慮してクレジットを取引してください。
- ◆ クレジット保有事実の確認を希望する場合には、売り手となる事業者に対して、「削減量口座簿（排出量取引システム）の情報参照画面」又は「都が交付する記録事項証明書※」の発行を依頼し確認してください。

※ 東京都への申請及び手数料(400円)が必要。発行までに10開庁日程度要します。
削減量口座簿記録事項証明書交付申請書

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/documents/kiroku_jikou_shoumei/

グループ企業内での排出量取引では契約が不要なこともあります(第2計画期間では義務履行のために行われた排出量取引(183事業所)のうちの約6割が同一法人・グループ企業内の取引)。

- ◆ 無効化の申請期限は、無効化対象のクレジットを義務履行に利用できる計画期間の整理期間末の30日前まで（第2計画期間のクレジットであれば2026年8月末）になります。東京都の標準処理期間を考慮し、余裕を持って申請してください。

相談窓口にお気軽にご相談ください！！

「総量削減義務と排出量取引制度 相談窓口」では、
排出量取引に関する相談をお受けしています。

< 総量削減義務と排出量取引制度 相談窓口 >

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都庁第二本庁舎 20 階南側

TEL : 03-5388-3438 (受付時間：開庁日の9時～17時45分)

Email : **torihiki@ml.metro.tokyo.jp** (取引制度・クレジットの無効化に関するご質問)
ondanka31@ml.metro.tokyo.jp (制度全般に関係するご質問)